

平成

二十七年

五條市議会第一回臨時会会議録(第二号)

平成二十七年二月三日(火曜日)

議事日程(第三号)

平成二十七年二月三日 午前十時開議

第一議 第一号 工事請負契約の締結について

追加日程(第四号)

第一議 第二号 損害賠償の額を定めることについて

追加日程(第五号)

第一議 第三号 (仮称)五條総合体育館建設事業の設計変更等による事業費削減の見直しを求める決議について

追加日程(第六号)

第一議 第一号 (仮称)五條総合体育館建設に関する請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番 養田全康
二番 平岡清司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事（総務部長）
市長公室長
危機管理監
すこやか市民部長
あんしん福祉部長

太 檜 内 堀 青 福 櫻 河 谷
田 内 内 山 塚 井 村 口
好 成 伸 智 勝 敬 康 幸
紀 吉 起 博 彦 三 友 雄

三番 牧 野 雅
四番 宗 部 康
五番 吉 田 佳
六番 窪 本 秀
七番 岩 本 孝
八番 福 塚 実
九番 山 口 耕 司
十番 吉 田 雅 範
十一番 益 田 吉 雅
十二番 大 谷 龍 雄

事務局職員出席者

産業環境部長	辻 充彦
都市整備部長	中 永
教育部長	近 井 稔
西吉野支所長	大 谷 稔
大塔支所長	田 中 稔
水道局長	河 田 博
会計管理者	西 尾 佳
秘書課長	竹 本 勝
企画政策課長	水 本 俊
財政課長	和 田 剛
土地開発公社事務局長	上 田 幸
事務局長	乾 旬
事務局次長	松 本 武
事務局次長補佐	久 保 雅
事務局主任	片 山 仁
速記者	柳 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る一月二十九日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。
 ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、議第一号を議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会岩本孝委員長。

〔厚生建設常任委員長 岩本 孝登壇〕

○厚生建設常任委員長（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第一号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、一月二十九日の本会議において当委員会に付託され、同日、午後一時三十分から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第一号、工事請負契約の締結につきましては、（仮称）五條総合体育館建設工事を総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で、設計価格は、消費税抜きで二十一億一千四百五十一万円、入札金額は、消費税抜きで二十一億一千四百五十万円、契約金額は、消費税込みで二十二億八千三百六十六万円、契約の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾十一番地の一、村本・田原特定建設工事共同企業体、代表者、村本建設株式会社奈良本店 取締役常務執行役員本店長 市岡 武と工事請負契約を締結しようとするもので、当局から説明がありました。委員から、入札参加資格が前回より下がった理由についてただしたのに対し、「建設業界の状況及び最初の入札で参加者がなかったため門戸を広げたものである。点数については、県の建築工事で一番上のランクであるA級が九百点以上としていることを根拠に代表者格は千点以上とし、構成員は九百点以上としたものである。」との答弁がありました。委員から、最初から九百点でも良かったのではないかとの意見がありました。

次に、委員から、県内産の木材の使用についてただしたのに対し、「前回、約一億五千万円程度と答弁したが、県産材については、屋根の

構造材として約六千万円、ひのき・杉については県産材を使用し約六千万円程度で、合計一億二千万円程度になる。また、アリーナの床やステージのひのきについては県産材であるが、その下に使う構造材は県産材ではない。」との答弁がありました。

次に、委員から、今回の入札にかかる時系列についてただしたのに対して詳細な説明があり、委員から、指名停止情報についてただしたのに対し、「応札業者等の情報は一切公表していない。」との答弁があり、委員から、二者であれば競争性があつたとの意見がありました。

次に、委員から、設計価格と入札金額の内容についてただしたのに対し、「正式な契約ではないので業者に確認はしていない。」との答弁があり、委員から、積算根拠の確認が不十分であるとの意見がありました。

次に、委員から、落札率についてただしたのに対し、「建築において、九〇パーセントを超えることはあるが、今回のような高い落札率は余りない。」との答弁があり、委員から、他の入札では、二者以上で入札が行われるため一〇パーセントぐらいは安くなり、今回の入札では一者でも入札が成立するため、競争性がないので一万円しか安くなっていない。従来の入札であれば一〇パーセント前後、約二億円は安くなる。余りにも競争性が欠落しているため格差が出ているとの意見がありました。

次に、委員から、最低制限価格を公表しなかったことについてただしたのに対し、「最低制限価格は平成二十五年四月から事後公表としていた。理由としては、価格のみで入札してくることもあり、業者の積算能力を上げてもらうためである。」との答弁がありました。

次に、委員から、市の負担額についてただしたのに対し、「年度内に契約できない場合は、十五億円は執行できず、近畿財務局と協議をしなければならぬが、事故繰越しの承認を三月三十一日までに受けなくてはならない。平成二十六年度の交付決定分についても契約が遅れば困難になる。県や国と協議していくことになる。」との答弁がありました。

次に、委員から、駐車場等の周辺整備についてただしたのに対し、「川側の臨時駐車場を公園の駐車場として整備することや、市道大津相谷線の整備も行っていく予定である。また、国において二見地区から御蔵橋までの築堤工事を進めているが、次に上野地区の工事計画がある。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決を行い、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る一月二十九日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、平岡清司議員の発言を許します。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司登壇〕

○二番（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、（仮称）五條総合体育館建設工事請負契約の締結について賛成の立場から討論いたします。

この体育館の建設については、今までからも議会で時間をかけて丁寧に議論を重ねてきました。しかしながらこの有利な条件で体育館を建てるためには契約締結の期限があることを理事者側が何度も説明しています。

新体育館の事業については先の一月二十九日の本議会において議員から七億円、十三億円であったものが今は二十三億五千万円となっている旨の発言がありました。理事者側に確かめたところ、体育館の事業費が七億円や十三億円であるといった説明をしたことがないとのことでありました。

現在の中央体育館は、耐震工事をするだけでも二億六千万円も掛かるということですし、工事をしたからといっても、老朽化していることに変わりはありません。仮に今二億六千万円で耐震工事をしたとしても、遠くない将来にどうしても建て替えが必要になってきます。

五條市の体育館はスポーツの競技の場だけではなく、多くの人が集う行事の会場、また災害時には避難所にもなります。新体育館は必要な機能を備えた木のぬくもりを感じることもできる体育館になると聞いていますし、災害時には千人もの避難者を受け入れることが可能とのことです。その体育館を建設経費の十分の一をはるかに下回る負担で上野公園に建設できれば野球場やグラウンド、公園施設などが今以上に有効活用され、市内外のスポーツ振興と健康づくりの拠点となり、併せて市民の交流の場や文化の発信拠点となることが期待できます。

五條市には体育館が必要です。しかしながらこの有利な条件で体育館を建設するには時間的な制約があり、その期限が迫っています。また、今まで議会は、市が国の補助金の交付を受けて事業を進めることを認めてきたにもかかわらず、今頃になってから新体育館の建設をほごにす

る判断をするようなことがあれば、五條市は国にこの補助金を返さなければならぬと思いますが、本当にそれだけで済むのでしょうか。信用を失い、今後五條市が大きな事業を計画したとしても今までと同様に国の補助金が交付されるものかどうかと、非常に懸念します。

五條市に新体育館は必要であり、この契約を締結することが大切であることから、議第一号、工事請負契約の締結には賛成であると申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、吉田 正議員の発言を許します。五番吉田 正議員。

〔五番 吉田 正登壇〕

○五番（吉田 正） 議長から発言の許可をいただきましたので、反対の立場から討論させていただきます。

まず初めに、去る二十九日の議会において体調管理が不行き届きのため、皆様方に大変御迷惑をお掛けしたことをおわび申し上げます。

さて、先の厚生建設常任委員会にこの議案は付託されており、反対否決されております。議員として委員会の判断を尊重することを大事とし、反対の立場を表明し、皆様方の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 次に、養田全康議員の発言を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康登壇〕

○一番（養田全康） 議長から発言の許可をいただきましたので、（仮称）五條総合体育館建設工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

まず、一つ目に本年一月二十日午後七時より阪合部地区自治連合会の会合が持たれました。全員一致で建設賛成との意見集約があり、私を含む議員二名が阪合部地区に住んでいるということで呼んでいただきました。皆様から地区の防災を考えたときに、また上野公園に防災拠点してほしい、そして五條市全体の防災拠点になるのではないかと、そして奈良県最大級となる新体育館でスポーツの拠点となり大勢の方が五條市に来てくれるのではないかと意見が出されています。阪合部地区自治連合会からは請願書も出されて強く要望していただいております。

二つ目に、現在五條市は新体育館建設に向け約六千九百万円を執行しております。事務費や建設費、また地盤調査などのお金となりますが、五條市議会が予算を可決して使われたお金です。もし新体育館ができない場合、六千九百万円は捨ててしまうことになりかねません。例えば一般的な民間企業で約一年半前から計画が進み、現在六千九百万円もその計画に費用が掛かっている、そして現在では仮契約まで終わった状態で、不測の事態があるわけでもないのに計画を中止すると、そんなことはあり得ないと考えます。六千九百万円、大変大きな、大きなお金

です。しかも市民からいただいた税金です。その税金が無駄にならないように、また五條市のスポーツの発展のため、そしてこれから予想される東南海地震での市民の安全を守るために、新体育館の建設を求めて私の賛成討論といたします。

どうぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）次に、益田吉博議員の発言を許します。十一番益田吉博議員。

〔十一番 益田吉博登壇〕

○十一番（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されております議第一号について、反対の立場から討論をいたします。

（仮称）五條総合体育館建設事業については、入札不調により昨年の六月定例会においては早期着工を願ひ、市議会として全員一致で決議を採択したところですが、インターハイ、フェンシング会場の辞退に至っていることは既に御案内のとおりであります。

この体育館建設事業は、現在の中央体育館の改築、県産材の活用、インターハイの会場、また南部のスポーツ振興策として検討され、私も議員の一人として夢を持たせていただきました。しかし今後の市の財政状況を展望してみると、近い将来、五條市の人口が二万人とも言われる中、人口減少による市税の減収とともに、合併算定替により約十億円もの地方交付税の減収が市の財政を大きく圧迫することは紛れもない事実であります。

また、五條市には毎年三十億円規模の元利償還金があり、今後もやまと広域環境衛生事務組合や南和医療組合に対する支出が重なるにもかかわらず、この体育館建設事業費は補正予算のたびに十五億円から二十三億五千万円とその規模が大きく膨らんでいき、市の財政規模から見てかなりの大規模事業となっております。

先日の本会議において、私が提案いたしました（仮称）五條総合体育館建設事業の賛否を問う住民投票条例案が議長の裁決により否決となりましたが、財政的に将来の市政に大きな影響を与える可能性のあるこの事業については、本当に建て替えるときだけの財源を考慮するだけではないのでしょうか。また理事者側からは、国・県からの有利な財源を活用して市の負担は一億六千万円と説明されていますが、いづれにしても約二億円のお金は国・県の借金でございます。国・県の借金といえますのは、市民の借金となるのではないのでしょうか。何千万円と予想される年間の維持管理経費、いわゆるランニングコストはいやおうなしに必要になってきますし、借金も当然に残ります。ここはやはり五條市の身の丈にあった施設規模を考えるべきではないのでしょうか。県立として後の施設管理を財団法人に委託しているところもあります。幾

ら今がチャンスであるといっても、もつと知恵を絞って設計変更等による事業費を削減するべきであると私は考えます。

以上、申し上げます理由により反対するものでありますが、議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。反対の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 次に、岩本 孝議員の発言を許します。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝） 議長から発言の許可をいただきましたので、（仮称）五條総合体育館建設工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論をいたします。

今の臨時会には地元自治会から新体育館の建設を求める請願書が提出されています。私はこれまでからも、市民の皆様の意見をお聞きし、また費用面からしてもこの体育館が建設されることによるメリットなどを考えても、この臨時会で工事請負契約の締結を可決する必要があると考えています。

この議案が提出されるまでの経緯は、二十九日の本会議で理事者側から詳細な説明がありましたので、今更何度も申し上げませんが、議会がこの体育館の建設を承認したことにより既に六千九百万円の予算が使われています。この執行を認めてきた五條市議会が今になってこれほど大きなお金をまるまると捨てようかのような判断をすることは果たして市民の皆様が御理解してくれるでしょうか。仮に否決となったときには、議会として責任を重く受け止める必要があります。議員報酬の削減などは当然のことと思います。また、そうでもないかと、市民の皆様方に説明がつかいません。

五條市に新体育館が必要であり、まずは工事請負契約の締結をすることが大切であることから、議第一号、工事請負契約の締結には賛成であると申し上げ、私の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 次に、吉田雅範議員の発言を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、反対の立場から討論させていただきます。

厚生建設常任委員会の委員長報告では、（仮称）五條総合体育館は起立少数であり否決となりましたので、委員会を尊重し反対させていただきます。体育館を建てるのは反対ではなしに、見直しということを前提と考えております。

何とぞ議員各位には、委員長報告を厳守していただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。（議場に声あり）

○議長（窪 佳秀） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

次に、山口耕司議員の発言を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） 議長より発言の許可をいただきましたので、議第一号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この（仮称）五條総合体育館建設工事の入札につきましては、一者しかないということでした。一者しかないということに対しましては、大変競争原理が働いていないという疑問も持たれるわけでございます。東日本大震災から、また東京オリンピックに係る工事に関しましては大変多く国の建設工事が不調となっておりますので、各地方自治体においてもなかなか入札が執行されないという状況下におきまして、工事の公告を打った時点で競争原理は働いておるのではないかと感じまして、この入札は正当であり、執行されるべきだと考えるわけでございます。

そしてこの建設工事が、執行されないと、今後五條市において新しい体育館はもう二度と建たないのではないかという思いでいっぱいございます。国のいろんな交付金を受けて、そして市の持ち出しは一億六千万円ほどで今回建設工事がされようとしております。こんな中におきまして、今後一億六千万円だけで上野公園に体育館が建てられるというのは、今後考えられることはできません。そういった意味で、私は今回の議第一号、工事請負契約の締結につきましては賛成とさせていただきます。

どうか議員各位におかれましては、賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 次に、宗部康寛議員の発言を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛登壇〕

○四番（宗部康寛） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されております議第一号、工事請負契約の締結について、私は反

対の立場から討論をいたします。

御案内のとおり、（仮称）五條総合体育館建設工事については、入札不調により、二年前に受け持つことを決定した高校総体のフェンシング競技会場の辞退に至っております。

この体育館建設事業費については、補正予算のたびに大きく膨らんでいき、債務負担行為額十五億円が二十三億五千万円となったもの当然必要とされる維持管理費、また運用計画についても納得のいく説明が最後まで受けることができませんでした。

また、今後予定されている県・国の補助金等も認めてもらえるかどうか不透明であり、やはり行政といたしましてはしっかりと確実な県・国の補助金等を確保して進めていくのが本来の姿だと考えます。

今後の財政状況も鑑みながら五條市に見合った施設に考え直し、将来的に県外・市外・市民に対してより利便性の向上が図れるような計画に進めていく必要があると考えます。

以上、申し上げました理由により本案に反対するものでありますが、議員各位におかれましては何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、議第一号、工事請負契約の締結につきまして、賛成の立場から発言をさせていただきます。

市民の多くの皆さん方が御存じのように、現在の中央体育館は大変狭くて冷暖房が整っておりませんので、年一回の皆さん方の楽しい敬老会も千人近くの方は一堂に入っただけせんから、午前と午後と分けて敬老会をさせていただいているという状況です。これは敬老会参加者の皆さん方が一堂に入っただければ、もっと楽しい雰囲気でも安く済むわけですね。

また、戦没者追悼式や先ほど申し上げた敬老会も九月の開催でございますので、ちよつといい天気の日には冷房が効いておりませんから、大変暑い中で辛抱していただいております。

また、この間の衆議院議員選挙の開票は十二月でございましたから、冷暖房の整っておらないあの体育館で、開票作業を多くの市職員が頑

張ってくれましたけれども、大変冷え込みが厳しい中での作業でございます。またその他、あの体育館を利用される子供たちも、冷暖房が整っておられないということから使用状況も余り使われていないのではないかと思います。こういう状況が長年続いてきました。そんな中で、何とか安い経費でこの状況を解決できないかなということを関係者共々私も悩んでおったわけですけれども、そんな中で、市長の方から高校総体に関係して五條市でフェンシングの会場を担当してくれないかと、費用は要るけれども、国の補助金ももらい、県の補助も出して五條市の負担は安くて済むようにするという話が我々議員にもありました。このときに私は、これがうまくいけば先ほど申し上げました五條市の困難な状況を解決する一石二鳥の道だというふうに思っています、いろいろ疑問点はありましたけれども、追究する中で、基礎は下の岩盤まで届く百本近い杭打ちをし、頑丈な基礎工事をしたその上に建てる建物だということでありましたので、ずっとこの間賛成をさせていただいてきたわけでございます。

この機会でございますので、計画されている体育館はどのような広さで、使い道があるのかということをはっきりしたいと思いますけれども、大きさは、椅子を並べたら一千二百席、一階のアリーナには一千二百席の椅子が並べられます。

敬老会は午前、午後に分けなくても一遍にさせていただきます。それとは別に、二階の観覧席は五百二席あります。合計一千七百席、これは檀原の文化会館とか奈良の文化会館に近いような大きさになるのではないかと思います。

そして、スポーツでは、バスケットボールでは二面とれます。バレーボールでは三面とれます。バドミントンでは十面とれます。ソフトテニスでは二面、フェンシングでは十ピスト、卓球台では二十台置けるといって、今申し上げましたことは一度にできるものではありません。そういう屋内スポーツが全てできる構造になるわけでありまして、もちろん、エレベーター、シャワー、その他必要な医務室等々も整えられまして、中央には十八メートルの舞台も整い、現在の市民会館の舞台よりもまだ大きな舞台になります。そして一般的な音響設備はちゃんと整っておりまして、大きな音楽の催しがある場合はリースしてもらわなければなりませんけれども、そういう音響装置をリースすれば素晴らしい音楽の集いができるというふうな内容でありまして、耐震強度は大体震度七まで絶えられる耐震強度としています。震度七というのは、皆さん、現在の五條市の消防庁舎、これが五條市の公共施設では一番大きな地震に耐えられる構造になっておりますけれども、それと同じ耐震構造になるわけです。

そして、雪は三〇センチまで耐えられます。三〇センチであれば一年じゅう十二箇月積っていてもいけるといって、木張りの構造ですけれども、そういう強度の構造になるわけです。これが本当に今五條市にとっては若者のいろんな集いをもっともっと発展させていくためにも、体

の健康な子供たちに育っていただくためにも本当に必要としているのではないかなと私は思う次第でございます。

そして財政では、それぞれの議員さんとも言われましたけれども、もう少し詳しく申し上げておきます。なるほど耐震の整った特殊な構造ですから、建設費は二十三億五千万円でございますけれども、業者の落札価格は二十一億一千万円ですよね。少し下がっております。しかし税込みの契約金額で二十二億八千万円となるわけですけれども、この建設費の約九億九千万円は国から支出金として交付されます。これは借金と違います。国から一〇〇パーセントもらえる金額です。約九億九千万円、十億円は。そしてその後の約十億円は国から借金した場合、借金額の五〇パーセントから七〇パーセントはまた国から戻してくれるという、このお金が入ります。そのお金が大体十億円少しです。これでもう二十数億円国の交付金と交付税措置で賄われると、そして県の補助もあり、最終的には事故繰越しが認められない場合でも五條市は一億六千万円くらいで、先ほど申し上げました今五條市にとって最も必要としている体育館ができるわけであります。

皆さん方も御存じのように、今大きな地震を想定される現時点では、公共施設の耐震工事、各個人の皆さん方の耐震工事も大事です。しかし多くの学生や職員さんの命を守るためにも五條市の公共施設を何とか安い方法で全て耐震の整った公共施設に替えていかななくてはなりません。和歌山県では、海の近くにあるものは津波で被害を受けてはならないということで、場所を変えて今重要な公共施設は建て替えをしております。こういった大地震を向かえたら、財政は厳しいけれども、その対応にちよつとでも有利な財源を確保して対応していかなければならないわけですね。

また、五條市もいろいろと五條市の産業、柿やらその他農産物の素晴らしい産業もあり、工場誘致も長年かかって着々とではありますけれども進んでおります。それでも人口が減っておりますから、この人口をくい止めるためにもこの対策に厳しい財政の中でもお金を使わなければならぬという、いわゆる人口が減るからといってそのままあきらめていくわけにはいかんわけです。財政は厳しくても必要な財源は確保して人口を増やしていく、また大きな地震、災害に対応して公共施設を頑丈なものにしていくというお金の要ることがいっぱいあるわけです。だからこそ有利な財源があるときにはその機会を逃さずに解決していく、これが必要だと思えますけれども、今挙がったこの体育館は、正に耐震工事やいろいろな理由で工事費が多くなっていますけれども、五條市の負担は約一億六千万円から七千万円で済むならば、この機会を逃したのではお金の活用の仕方としてはまずいのではないかと、私はそのように判断しているわけでございます。

そして、この間の議案審議の中で明らかになってきておりますように、吉野川の増水による阪合部地区はもちろん上野公園の水害をくい止めるために、この間五條市も国交省に要望してやつと今二見地区の部分の築堤工事が進んできておりますけれども、将来は上野公園区間もこ

の築堤工事をやるという方針を国交省は決定しているということでございますので、これができるれば上野公園の水害対策も大きく解決されるのではないかなというふうに思います。そのほか、いろいろと上野公園に対する水害対策はありますけれども、それらもこれから理事者、議員が共に頑張って上野公園が水害に遭わないようにできる見通しもあるのではないかなというふうに判断するわけでございます。

したがって、私は今この機会を逃せば多くの市民の皆さん方の命と財産を守るためにも、また若い人に五條市に住み着いていただくためにも、この事業は大変五條市の安い負担でできるわけでありますから、何としてもこれを実現させることが市民の皆さん方の要望にお応えし、五條市の活性化のためにも必要であるというふうに申し上げまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。

どうか、多くの市議会議員の皆さん方の賛同をいただきますことを心から訴えまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）次に、牧野雅一議員の発言を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）ただいま議長の方から発言の許可をいただきましたので、反対の立場から討論を始めさせていただきます。

五條市新総合体育館建設事業においては、過日入札が実施され二十一億一千四百五十万円で落札業者が決定いたしました。しかしながらこの結果においては、設計金額二十一億一千四百五十万円と落札金額との差はわずか一万円、落札率九九・九九九二パーセント、実にほぼ一〇〇パーセントの金額で落札されました。異例の落札率であります。

従来、五條市が発注される工事の競争入札の落札率は設計金額に対して、約八五パーセントから九〇パーセントであり、その全てが二者未満の入札は成立いたしません。ただこの入札に関しては、一者でも成立と五條市としては前代未聞の取決めの下実施され、結果としまして一人のみの応札者しかおらず、全く競争原理の働かない入札となり、このような不可解な高落札率となりました。本来の競争入札の原理が働き、九五パーセントでも約一億円、九〇パーセントであれば約二億円もの事業費の削減につながられたのは明白であります。

他市の同じような規模の体育館建設事業費の約二倍という法外な予定価格を無謀な財源を基に設定しつつも、このような結果を招きました。体育館建設事業は本年八月、和歌山県を幹事県として近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会のフェンシング競技会場として提供し、国・県の支援を受け県南部地域の振興を図っていくと位置付け、昨年の六月定例会において「早期着工を求める決議」をさせていただきました。この時点で事業費予算は、既に十五億円から五億円を上乗せ二十億円まで膨れ上がっております。

しかしながら、その決議からわずか数日後に競技会場としての提供を入札の不調を理由に断念し、全国高等学校総合体育大会の主権者及び

国・県には多大な御迷惑をお掛けし、また我が五條市は全国に対して面目を失うこととなり、市民の皆様におかれましては大変、不名誉な思いをさせてしまいました。

また、九月定例会においては競技会場としての提供を断念ということをつけに今一度、早期の着工を目指しつつも見直すべきことは見直すという考えから新たな決議をさせていただき、事業費の削減を目指し幾度となく議論、検討を重ねてまいりましたが、理事者は数多くの意見に耳を傾けることなく事業費の上積みのみを模索し、昨年十月の臨時会においてさらに三億五千万円を上乗せして今日に至りました。

また、幾度となく繰り返された大小問わぬ設計の変更、聞いた方が耳を疑いたくなるような二十億円という事業の随意契約、そしてその交渉の度重なる失敗などの要因が進捗を遅らせ、地元出身の代議士のおかげで獲得された今問題視されている有利な財源である約十五億円の交付金も、もう間もなく大半を戻入せざるを得ない状況に追い込まれ、そのしわ寄せは確たる保証もない不安定な財源のやり繰りで、市民の皆様には不安と負担を掛けてしまうと考えます。

橿原市にある曾我川緑地体育館は今正に着工されようとしている体育館の規模とほぼ同等であり事業費は約二分の一であると聞いております。しっかりとした計画性を持って取り組んでおれば、今計上されている予算で体育館が二つ建てられる計算になります。

県内各方面から五條市に建てようとしている体育館建設事業費は、なぜそんなに高額を要するのか。理解に苦しむと、手厳しく恥ずかしい提言も多く受けてまいりました。

幾ら国や県からの支援があるとはいえ、その財源は全て税金で賄われているのです。私たちは五條市民であると同時に、奈良県民であり日本国民でもあるのです。その民から徴収させていただいた大切な税金を事業費の削減の努力もせず、この事業を進めることは正に「税金の無駄遣い」であると考えます。

有利な財源である約十五億円の交付金も、間もなく大半の戻入を余儀なくされている今、市民の皆様には誤解のない現状を正確にお伝えし、「少しでも早く遣わなければ」という考えではなく、「いかにして無駄を省くか」ということが肝要であると考え、将来、五條市の財政に多大な圧迫を加え「財政破綻の一步」になりかねない事業の契約に関しては、現段階では誠に残念ながら賛同いたしかねると判断せざるを得ないと考えます。

また、この事業は当初、市長が先頭となり財政的に絶妙のタイミングで木造建築という奇抜な発想の下取り組み、ばくだいな交付金を基に事業規模は夢のようにどんどん膨らみ、地域にお住まいの方々を始め市民全体にも大きな夢を与え、豊かな気持ちにさせる理想的な事業であ

ったはずですが、しかし昨年の六月、全国高等学校総合体育大会のフェンシング競技会場の提供を断念したことをきっかけに、その夢は覚め現実に引き戻されました。それを機に足元をしっかりと見つめ、堅実な計画に立て直すべきであったのではないのでしょうか。

市民の皆様、特に建設を計画されている阪合部地区の皆様方には今後の五條市の財政状況を十分に御認識賜り、深い深い御理解を賜りますことを伏してお願ひ申し上げます。

今なら、まだ間に合います。どうか議員各位におかれましては、冷静なる御判断を賜りますことをお願いしまして、私牧野雅一の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に本日、市長から損害賠償の額を定めることについて追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本案を、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀）追加議案及び日程を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）追加日程第一、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二号、損害賠償の額を定めることについて。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦）ただいま程いただきました議第二号、経営所得安定対策交付金の損害賠償の額を定めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の一ページを御覧ください。

今回の議案につきましては、平成二十五年度水田経営所得安定対策交付金等に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めたものであります。

賠償の内容につきましては、平成二十五年度水田経営所得安定対策交付金において不適正な事務処理が行われたことにより未払いとなった米の直接支払交付金に係る遅延損害金並びに同様に未払いとなった水田活用の直接支払交付金及び同交付金に係る遅延損害金について市より賠償するものであります。

概要につきましては、五條市経営所得安定対策交付金に係る不適切事務処理に関する第三者委員会の答申書を受けて、国家賠償法第一条第一項の規定により、二ページに示す別表第一に記載の十九名に対し、農林水産省より支払われる米の直接支払交付金に対し、平成二十六年三月十八日から平成二十七年一月二十六日までの間、三百十四日に対し、年五パーセントの割合による遅延損害金五万七千六百五円及び三ペー

ジから四ページに示す別表第二に記載の二十八名に対し、水田活用直接支払交付金等百六十一万七千五百円及び同交付金に対する平成二十六年三月二十四日から平成二十七年二月十九日までの間の三百三十二日に対し、年五パーセントの割合による遅延損害金七万三千五百四十五円の計百六十九万一千四十五円を損害賠償の額と定めました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）担当部長からお話を聞かせていただいて、大変理解させていただきました。

そこで、市長にお尋ねしたいのですけれども、合計百七十四万八千六百五十円ですか、支払われるわけなんです。大変農家の方に御迷惑を掛けたと。そこで、これは市の税金から支払われるわけなんですけれども、それについて市長としての総合的な立場で御判断願いたく、お言葉をいただきたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）太田市長。

○市長（太田好紀）十番吉田議員の質問にお答えを申し上げたいと思えます。

このことに関しましての私の責任についてであります。私は最高責任者として、また任命権者としてその責任を重く受け止めております。まずは本市の不適切な事務処理により御迷惑をお掛けしております皆さんに未払いとなっております交付金とその遅延損害金をお支払するところが先であると考え、この臨時会に議案を提出させていただきました。今後、第三者委員会において出されました御意見や職員分限懲戒審査委員会の結論を待つてしかるべき対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案については討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）ただいま宗部康寛議員から、（仮称）五條総合体育館建設事業の設計変更等による事業費削減の見直しを求める決議が提出されました。

お諮りいたします。この際、本件を、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本件は、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀）追加議案及び日程を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）追加日程第一、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第三号、（仮称）五條総合体育館建設事業の設計変更等による事業費削減の見直しを求める決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、提出します。

平成二十七年二月三日提出

提出者 五條市議会議員 宗 部 康 寛
賛成者 五條市議会議員 益 田 吉 博

○議長（窪 佳秀） 提案の趣旨説明を求めます。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛登壇〕

○四番（宗部康寛）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第三号、（仮称）五條総合体育館建設事業の設計変更等による事業費削減の見直しを求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

（仮称）五條総合体育館建設事業の設計変更等による事業費削減の見直しを求める決議（案）

（仮称）五條総合体育館建設事業は、平成二十七年八月に和歌山県を幹事県として近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会のフェンシング会場として使用するという大きな目的があつて、国・県の補助金を得て、市としては総事業費の約十分の一の負担で済むという利点から取り組んだ事業であると認識しています。

しかし現状は、全国高等学校総合体育大会競技会場としての提供は断念、また、財源として地方交付税の充当措置をとったところで、どこかでその補充は市民の皆様には強いられると考えます。平成二十八年度以降の「合併算定替」による普通交付税の減額、暫定水利権の廃止による市民の家計を直撃せざるを得ない水道料金の値上げも想定される中、政府の計画する地方創生に向けた新たな交付金の実施状況を見極め、奈良県知事の南部振興に対する強い思いを信じ、健全で市民の負担にならない財源・規模・運営計画等々を十分に協議し、計画性を持って県立も視野に入れ、県民・市民にとって価値ある体育館として、今後近畿ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会の競技会場として提供できることを目標とし、設計変更等による事業費削減の見直しを求めます。

以上、決議します。

平成二十七年二月三日

五條市議会

〃 〃 〃 〃
吉田 雅 範
福 塚 実
吉 田 正
牧 野 雅 一

提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今朗読されました中に、「政府の計画する地方創生に向けた新たな交付金の実施状況を見極め」というふうになっておりますけれども、言われております政府の地方創生の交付金は、こういう体育館は対象になるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）四番宗部康寛議員

○四番（宗部康寛）その件につきましては、政府の計画する地方創生に向けた新たな交付金の実施状況を見極めということをおっしゃっていただきましたけれども、その状況については、今後の経過を見てということでございます。（「十二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）先ほどの体育館についていろいろと勉強させていただきましたけれども、地方創生の制度の対象になるのかどうか、ちょっと研究しましたところ、建設地方債対象事業は対象としないとなっているというふうには聞いております。したがって、地方創生の交付金を充ててもらえるということは非常に見通しがないのではないかとこのように思います。

したがって、この決議の内容については、不十分さがありますので、議長、反対討論をさせていただきますので、この間のある議員の通告なしの反対討論も認めておられますので、認めていただきたいと思っております。

○議長（窪 佳秀）青山理事。

○理事（青山智博）今、地方創生の交付金につきましての質問がございましたが、今大谷議員の方から説明がございましたように、国の方からQアンドAが出ておりました、その中で地方創生の交付金につきましては、建設地方債の対象事業は地方創生の交付金の対象とはしないというQアンドAが出ていますとございます。

以上、説明とさせていただきます。（議場に声あり）

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。（議場に声あり）

大谷龍雄議員から発言通告はいただいておりませんが、五條市市議会規則第五十二条の規定により大谷議員の発言を許可いたします。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言の許可をいただきましたので、ただいま提案されました（仮称）五條総合体育館建設事業の設計変更等による事業費削減の見直しを求める決議（案）に対しまして、反対の討論をさせていただきます。

提案の中には、先ほど申し上げましたように、政府の計画する地方創生に向けた新たな交付金の実施状況を見極めとありますけれども、私の調査では、地方創生の制度上、こういう体育館の建設については対象とならないというふう聞いております。

また、先ほどの理事の答弁にもありました。したがって、これは非常に見通しのないものだと思います。

また、設計変更ということは、この中にも書かれております、「設計変更等による事業費削減の見直しを求めるものであります。」というふうになっておりますけれども、どういう設計変更をされるのかそれは分かりませんが、新たに設計変更しようと思えば、一般常識から言えば、これくらいの体育館であればまた四千万円から五千万円が必要になると言われております。そして今であれば、国の交付金も約九億九千万円がもらえる。借金をしても国の交付税措置として約十億円返してもらえると、これはほぼ確実な見通しですけれども、この宗部議員から今提案されましたこの内容は、不確定な内容を含み設計変更をすれば、またお金が要するというにもなるわけです。だから先ほどの議案に対する賛成討論でも申し上げましたように、今この時期を見逃さずにやってこそ将来の地震対応、また市民の皆さん方の要望に答え、若い人が五條市に定住してもらえることにつながる事業だというふうには私は判断しますので、ただいまの宗部議員の提案につきましては、反対するものでございます。

どうか多くの市議会議員の皆さん方の賛同をいただきますことを、心から訴えまして反対討論とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（窪 佳秀）起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、（仮称）五條総合体育館建設に関する請願書が提出されております。

お諮りいたします。この際、本件を、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本件は、緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀）請願文書表及び日程を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）追加日程第一、請願第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）請願第一号、（仮称）五條総合体育館建設に関する請願について。

○議長（窪 佳秀）本請願につきましては、会議規則第四百十一条第一項ただし書きの規定により委員会付託を省略いたします。

この際、追加日程第一、請願第一号、（仮称）五條総合体育館建設に関する請願について申し上げます。

本請願は、既に議決された議案と同一趣旨でありますので、不採択とされたものとみなします。

○議長（窪 佳秀）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御精励いただき、また円滑なる議会運営に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

理事者側各位には事務事業の執行に際しては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございます。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十七年第一回臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、慎重審議を賜りました。

本臨時会に提出いたしました議案中、一部を除き原案のとおり可決、承認を賜りました。

今後の市政運営も全力で進めてまいりたいと考えております。

閉会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）これをもちまして、平成二十七年五條市議会第一回臨時会を閉会いたします。

午前十一時二十五分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 窪 佳秀

署名議員 平岡 清司

署 名 議 員	署 名 議 員
宗 部 康 寬	牧 野 雅 一

